

若年者向け福祉用具の購入・レンタル費用の補助制度に関する

Q&A

～令和3年度いばらきがん患者トータルサポート事業（若年患者療養生活サポート事業補助金）～



Q 対象年齢など申請にあたり制限はありますか？

- A 補助の対象となるのは、申請日時時点で県内に住所がある、20歳から39歳までの方となります。なお、福祉用具を購入（レンタル）する上で、がんの治療内容は問いません。

Q どれくらいの補助が受けられるのですか？

- A 購入（レンタル）経費の1/2、最大2万円までの補助になります。
- 例： 2万円で購入・レンタルした場合 → 1万円
10万円で購入・レンタルした場合 → 2万円

Q 申請すれば何回でも補助してもらえますか？

- A 申し訳ございませんが、年度にかかわらず、申請はおひとり1回限りとなります。なお、補助上限額（2万円）の範囲内であれば、購入（レンタル）される個数は問いません。複数購入（レンタル）されたものの合計で申請してください。
- ※領収書（原本）は交付決定通知書とともに返却します。

Q いつ購入（レンタル）したものが補助の対象となるのですか？

- A 申請日時点から過去1年以内に購入（レンタル）したものが対象となります。
- ※領収書など購入（レンタル）したものの内容や金額が分かる書類により確認させていただきます。

Q がんの治療を証明する書類は何を準備すればよいですか？

- A 医師の治療内容に関する説明書や診断書、診療計画書、治療明細書、お薬手帳など、がんの治療を受けていることがわかる書類の写しを提出してください。

Q 住民票は必要ですか？ 免許証のコピーではだめですか？

- A 茨城県民であることを確認する必要がありますので、マイナンバーの記入のない住民票（3か月以内のもの）をご準備ください。ご本人以外の方が申請する場合は、申請者と本人の関係が示せる住民票または、戸籍謄本をご提出ください。

Q 申請はいつまでに行えばいいのですか？

- A 申請期限は令和4年3月31日までとなりますが、予算の範囲内での交付となりますので、対象の方であっても補助ができない場合があります。
- なお、申請から補助金交付までは、2ヶ月から3ヶ月程度かかります。